

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成20年11月6日(2008.11.6)

【公表番号】特表2006-514560(P2006-514560A)

【公表日】平成18年5月11日(2006.5.11)

【年通号数】公開・登録公報2006-018

【出願番号】特願2004-536999(P2004-536999)

【国際特許分類】

A 6 1 H 7/00 (2006.01)

A 4 7 C 7/62 (2006.01)

【F I】

A 6 1 H 7/00 3 2 2 E

A 6 1 H 7/00 3 2 2 B

A 4 7 C 7/62 Z

【誤訳訂正書】

【提出日】平成20年9月19日(2008.9.19)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

シート形状に作用を及ぼすための複数の加圧要素(4)が設けられたシートクッション(2)及びシートパック(3)と、前記加圧要素(4)を加圧するためのコントローラ(5)とを備えた車両シート(1)であって、前記コントローラ(5)は、異なるマッサージ効果が得られるよう適応されており、前記加圧要素(4)が、シート形状の表面に対して小さく、実質的に点状にシート形状を変えるために、ライン(6)を介してそれぞれ別々に作動させることができるクッション状の要素であり、

前記加圧要素(4)が、前記車両シート(1)の詰め物(7)とカバー(8)との間に配置され、シート形状の表面に対して実質的に橢円形又は円形で、側方がくびれた蛇腹型の形を有することを特徴とする車両シート(1)。

【請求項2】

所望の固定シート形状が、前記加圧要素(4)及び前記コントローラ(5)によって設定できることを特徴とする請求項1に記載の車両シート(1)。

【請求項3】

前記加圧要素(4)が、前記車両シート(1)の前記カバー(8)によって覆われたライニング(10)の下のシート状の支持挿入物(9)に配置され、固定されることを特徴とする請求項1あるいは2に記載の車両シート(1)。

【請求項4】

前記加圧要素(4)の形状により、実質的に点状の圧力領域がシート形状内に作られ得ることを特徴とする請求項1に記載の車両シート(1)。

【請求項5】

前記加圧要素(4)が、それぞれ別個のライン(6)を介して動作でき、前記ライン(6)が、支持挿入物(9)の表面に固定され、前記コントローラ(5)の方向に、まとめて1つにされることを特徴とする請求項1に記載の車両シート(1)。

【請求項6】

前記要素(4)が、空気圧又は電気空圧により加圧できることを特徴とする請求項1に

記載の車両シート(1)。

【請求項7】

前記コントローラ(5)が、予め設定され、かつ個々に設定可能な多くのマッサージ機能を行うよう適応されることを特徴とする請求項1に記載の車両シート(1)。

【請求項8】

シート形状の、予め選択された複数の設定を、前記コントローラ(5)によって格納できることを特徴とする請求項1に記載の車両シート(1)。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0010

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0010】

本発明のさらに好ましい改良形態によれば、加圧要素の形状は、シート形状内に、実質的に点状の圧力領域が作られ得るような形状である。このことにより、1つの要素を動作させることにより、シートクッションの又は背もたれの、又は少なくともその大部分の領域全体が、同様に動くことが回避される。点状に加圧することは、シートによって実現できるマッサージ機能の多様性と同様に、より様々な形でシート形状を予め設定できるという特定の利点を有する。点状に圧力領域を発生させることに実質的に適応される加圧要素の形状は、たとえば、側方に境界の縫目を有する楕円形又は円形の形状であるので、要素が加圧された場合には、実質的にシート形状の表面に対して横方向にのみ拡大される。点状に圧力が発生できるような、圧力要素の形状の代替例として、シート状の対向する両側壁によって接続された蛇腹状の側部領域を設けることがある。ここでもまた、実質的にシート面の及び背もたれ面の表面方向に、圧力が発生し、これに関連して要素が両側部に拡張することも、したがって、シート状の(点状でない)圧力が発生することもない。勿論、この代わりに、本発明のこの態様に従って、マッサージ動作に関して、実質的に点状の加圧、即ち一定かつ効果的な加圧、及び所望のシート形状の設定が実現され得る限り、他の任意の形状の加圧要素からなるものを使用することもできる。